

# 野火炎々

## 團結は力

### 小作人の勝利

東京府安八郡大新町字五反地の小作人二百名は二十名の地主に對して年貢米永久二割減を要求したが地主共は溜蹠の結果「不當な要求には應じられぬ」と跳ねつけて土地の既取と年貢米不換分請求の差押へを前に取つて小作人を強迫したが、そんなコケオドシにたまげるやうな小作人は一人もなく安藤六郎外二名が小作人側を代表して「お前等は藪者を買つたり酒を呑んだりする金を少しでも多く俵等からカツバラフ積りで不當な要求などゝぬかすのだからうが俵等はほんとに食へぬのだ。

と小作人の意見を言はせて茲に協議は持久戦に入つて、郡役所や役場の議案が小作人を新陳化そうと手を換へ品を換へて調停に入つて来たが小作人側は

これを跳ねつけ結果を堅うして地主に頑強に對抗した。地主側は小作人の家財を差押へにするやう警察に嘆願してオドカスやら百万手を盡したが小作人の陣容はビクともしないのみか、植附時に際して八十町歩の土地を返還した。猶現した地主は他村から日雇を頼まうとしたが、急がしい最中として猫の子一匹働きに來る者なく地主は八十町歩の土地を前にして怨めしそくに指をくわへて眺めてゐたが耕す人がなければ一粒の米も出來ぬとハジメテ悟つたのか地主は「御要求も容れまますし差押へも解除しますから、ドウソ働いて下さい」と泣きづらをして嘆願に來たので、小作人は「これから愚圖々々ぬかすと働いてやらぬぞ。今回だけは撤辦してやる」と長い間の協議も小作人の大勝利となつて解決した。團結は力であることを痛感した小作人達は、近く自主自率の組合を作ると云つてゐる。

## 千葉縣下の抗爭

千葉縣印旛郡龍村字和良比の地主大川泰之助外六名は不法にも小作人に對して、今迄の小作料反當り七割を十二圓に植上げした。この過酷な植上げの通告に對して小作人六十名は「今迄の小作料でも私達は喰ふや食はずの惨めな生活をして來たのだ。この上五圓も一度に上げられては人間の干乾しが出來て了ふ」と理を説き辭を舉うして八圓に低減して欲しいと交渉したが頑冥な地主は一錢もまからぬと言ひ張つたので、地主の態度に激憤した小作人側は七月二十二日大川孫四郎君宅に會合し「死を堪しても最後まで闘ひ小作地返還の場合には結束して同一歩調を取る」ことを堅く誓ひ團結して奮闘中だが、小作人側の勝利を耳にするのも遠くはないだらう。

## 植付時に土地返還

三重縣員興郡神田村山田の小作人は昨年の秋獲時に際し各地主に年貢米二割減を要求した地主はこれを拒絶し其の後數ヶ月交渉を續けてゐたが、終に闘のない地主共は頃として聞き容れなかつた。小作人側は他村の地主を後援しにしてつづ居付地主に對して土地返還をやつて他村からの日雇ひを防ぎ結果を固めて對抗したが、植附時になつて強硬した地主は隣村や近在から日雇ひを頼まうと奔走したが誰一人來る者もなく困り抜いた揚句遂に降参した。小作人側は又他村の地主に對して同様の要求をなし必勝を期して苦闘中。

## 地主宅に躍り込む

岡山縣兒島郡福田村古新田の悪地主藤山常太郎は小作人の小野竹次君外數名に對して土地賃貸料請求訴訟を裁判所に提起し、小作人の命の親である米を差押へた。これを聞いた同村の山本延二君は五月十三日の夜、前記悪地主宅に躍り込み

此の罪狀を見よ  
 八代郡那賀村の小作人側の時も時、特權階級の罪狀がみにくくも暴露された。由來當村は、村民派と役場派との二派に分れ、役場派は郡の御用小作人として優遇を受けてゐる。紀元は大正八年勃發した得米減の請願運動に際して地主側は御用小作人の請願でなければ受けつけぬと云ふので、郡當局及び政友派の郡會議員連と役場との默契によつて出來たものである。村長松島定吉は、貧困の小作人から千五百圓を取り立て、尙基本財産村税内金を加へ、三千餘圓を該運動に使用した事が判明し、業務機構として今裁判問となつてゐる。

兄弟諸君よ、斯くの如く特權階級の罪狀は、諸君の村にも蔓延してゐるだらう。